

学校における働き方改革に関する取り組み通知等『抜粋』

平成 29 年 12 月 26 日付け、文部科学大臣決定「学校における働き方改革に関する緊急対策」の「(1)業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策」より以下のように通知されています。

- 民間団体等から作文・絵画コンクール等への出展依頼や、子どもの体験活動など各種団体からの家庭向けの配布物について、当該団体等に対して、教育委員会等と連携して学校の負担軽減に向けた協力の周知を実施する。

平成 31 年 1 月 25 日付け、文部科学省初等中等教育局長発「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について（通知）」の別添 3-1「学校における働き方改革の促進について」にて以下のように通知されています。

- ～各機関からの依頼について、今後は、関係機関の皆様にも御理解・御協力いただきながら、例えば、
 - ・学校の子ども・家庭向け周知等の依頼は厳に精選いただき、学校を経由しない方法（公共施設での配布、インターネットや広報誌への掲載など）を活用していただくこと、
 - ・学校に依頼せざるを得ない場合も、学校への依頼方法は教育委員会等の判断に、周知方法は各学校の判断にそれぞれ委ねていただくこと、また、配布が必要な場合は、児童生徒分の部数を確保した上で、学級担任が配りやすいよう、例えば、あらかじめ 40 部ずつ仕切りを入れること、
 - ・作文・絵画コンクール等について、学校単位での応募や学校による審査や取りまとめを要件としない、また、学校経由での子供への周知を求めないようにしていただくこと、

平成 31 年 3 月 18 日付け、文部科学事務次官発「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」の(2)業務の役割分担・適正化のために教育委員会等が取り組むべき方策より以下のように通知されています。

イ 調査・統計への回答等

～首長部局や地域の研究機関、民間団体を実施する学校宛ての調査や出店依頼、配布依頼等への対応業務を軽減する観点から、当該団体等に関して、教育委員会経由での連絡や学校によらない児童生徒等への周知方法の検討などの協力を要請すること。また、民間団体等からの依頼等について、教育委員会から学校に連絡する際は、真に効果的で必要なものに精選すること。

以上より、茅野市小中学校への文書・チラシ等の配布量削減にご協力お願いいたします。

茅野市教育委員会
学校教育課